

【研究ノート】

ブータンの国民総幸福（GNH）政策と
伝統文化振興による社会経済的平等
——GNH政策の意義と課題についての予備的考察——

萱野智篤

研究ノート

ブータンの国民総幸福 (GNH) 政策と伝統文化振興による社会経済的平等 ——GNH 政策の意義と課題についての予備的考察——

萱野 智 篤

目次

はじめに

—ブータン小史

- I. 国民総幸福 (GNH) 政策とは
- II. GNH 政策における伝統文化の位置付け
- III. 伝統的手工芸振興による社会経済的平等
結びにかえて—ブータンと GNH 政策の意義と
課題

はじめに

南アジアの小国ブータンは、南はインド、北はヒマラヤ山脈をはさんで中国と国境を接している。人口は約70万人で、国土面積は約38,000km² (九州に匹敵)、そのうち森林面積は72.5%を占め、国土の標高差は海拔240mから7,541mと亜熱帯の低地からヒマラヤ山脈の未登峰にまで及ぶ。

ブータンは、その地政学的な特長から、国家としての誕生までに、実に興味深い曲折を経ている。

またその国際社会へのデビューに続いて打ち出した国民総幸福 (Gross National Happiness) 政策は、経済成長すなわち国民総生産 (Gross National Products) 成長一辺倒で来て、現在は貧困・格差、環境破壊などの様々な問題に直面している先進諸国からも熱い視線を浴びている。

小論では、ブータンの国家としての歴史を簡単に振り返ったうえで、GNH 政策の歴史

的背景を概観する。その上で、この GNH 政策に基づいて実施されている政策の一つとしての伝統的手工芸振興を紹介し、その意義と、伝統文化の位置づけに注目する。

さらに、ブータンという国が打ち出したこの GNH 政策の意義と課題について、より広い視点からネパールのブータン難民の問題も視野に入れて論じ、今後の研究に向けての予備的考察としたい。

—ブータン小史

現在は「幸福の国」として知られるブータンだが、国内が統一され、主権を持つ国家としてのブータンが誕生したのは比較的新しい。また、そこに至るまでには、一方で群雄割拠する国内勢力の統一と、他方北のチベット、中国、そして南のインドとの関係の変動と安定が大きく影響している。



ブータンとその周辺国 (出所 [平山: 2005])

伝説によれば、ブータンに仏教を伝えたの

は、8世紀のパドマサンババ（ゲル・リンポチェ）のブータン訪問に始まる。

ブータンとチベットは、中世から近代にかけて1959年の中国によるチベット侵攻までは、きわめて深い関係にあった。

チベット仏教の中で、ドゥック派の内部抗争から1616年シャブドワン・ンガワン・ナムゲルは、支持者の多いブータンに移住し、権力の統一を図る。この時代、17世紀の前半にチベットの諸勢力は、西ブータンに侵略し、これらに抵抗する上でンガワン・ナムゲルの指導力が大きな力となった。¹ゾンと呼ばれる、要塞を兼ねた行政・宗教の中心となる建造物がブータンの各地に建造されたのもこのころである。²



1645年に建造が開始されたパロ・ゾン
ブータン西部の要衝。現在は県庁、僧院としての機能を併せ持つ。(2012年7月著者撮影)

外敵の侵入とそれに対抗する必要が、ブータン各地に存在した地方勢力を、統一の方向に向かわせる要因となった。

18世紀にはいると、中国の支援を受けたチベットと、インド東部からその植民地支配を広げていったイギリスとの間で、ブータン是对応を迫られる。

中国は18世紀後半にチベットに影響力を拡大し、1792-93年には中国/チベット軍によるネパール侵略が行われる。これは、ブータンが政治的独立を保つうえでの大きな問題を提起した。

他方、ブータン南部国境地域では、18世紀の前半に、ムガルとアホムの両帝国が衰退し、ブータンは南部平原地帯へ進出し、北ベンガルのクチ・ビハール藩王国と北西アッサムのアホムから、徴税権の獲得や、共同管理権を得るなど勢力の拡大を図った。³

しかし、これと同時期に、イギリス東インド会社は、北ベンガル全体に自らの支配を拡大し、ブータンと衝突する。これは、イギリスのインド亜大陸全体への覇権拡大の中で、ブータンがどのようにして政治的独立を確保するかという新しい課題を提起した。

クチ・ビハールの支配権をめぐる闘われた、1772-73年第一次ブータン・イギリス戦争では、戦後結ばれた協定によって、ブータンはクチ・ビハールをイギリスに割譲した。さらに、1865年の第二次ブータン・イギリス戦争では、ブータンは、戦後結ばれたシンチュラ条約においてベンガルとアッサムのドゥワール地方のうち、手元に残っていた平野部、ダーズリン東部の丘陵地、南ブータンのデワンギリの小さな丘陵地も、イギリスに引き渡し、さらに治外法権を認めた。⁴

ブータンはこうして、18世紀から19世紀にかけて、インドを支配する強大なイギリス帝国と向き合い、自らの国家としての独立を確保する政策の選択に迫られる。その結果選択されたのが、孤立主義政策だった。これは、ブータンを北からの脅威に対する緩衝地帯と位置付けるイギリスの理念とも一致するものだった。

1907年、当時までに国内反対勢力をほぼ制圧していたウゲン・ワンチュックは多くの官吏の支持とイギリスの後押しによって王に選出される。現ブータン王朝が、政治的選出によって創始されたのである。

そして1910年、ブータンはイギリスとブナカ条約を結び、ブータンの内政の自立性を認める代わりに、外交政策においては、イギリスの指導を受け入れることになる。

以上のように、ブータンの孤立主義政策は、18世紀から19世紀にかけての、北の中国/チベットそして南の強大なイギリス帝国の間に挟まれた地政学的条件の中で、国としての生存を追求する中から生まれた選択であった。

そして、結果的にはこの孤立主義政策は、ブータンが独立国として20世紀前半の世界を生き抜く上での好条件を提供することとなった。

植民地としてイギリスの直接支配下に置かれたインドにおいては、その資源と労働力の徹底的な収奪が行われたのに対し、当時のブータンは自国の王朝による支配が正統化され、内政の自由が確保されていた。

また、当時のブータン経済は、ほとんどが自給自足的なものであり、貨幣経済の国民生活への浸透はまだ微々たるものであった。1929年の大恐慌、それに引き続く第2次世界大戦における植民地争奪戦の惨禍から、ブータンは免れることができた。

第2次大戦後、1947年大英帝国植民地インドは、インドとパキスタンに分離して独立する。ブータンにとっては、イギリスに代わった南の隣国インドとの関係をどのようなものとするかが戦後の第1の課題であった。

この課題は、1949年に結ばれたインド・ブータン条約の中で、インドがブータンを独立国と認め、1885年の第2次インド・ブータン戦争で失われた南部デワンギリ地方を返還し、ブータンは、外交政策においてインドの指導を受け入れるという形で解決した。これは、当時のブータンにとっては、好条件と言える内容だった。だが、外交における指導権をインドに認める点では、対等とは決して言えない不平等な内容を含んだものであった。

ブータンは、その後、20世紀の後半、約50年をかけてゆっくりと着実に自国の開発を進めつつ、国際社会における独自の地位を実現してゆく。

しかし、1950年代後半から、中国がチベットに対する支配を強めるにつれ、インドは中国に対する安全保障上の必要から、ブータンの開発に、強力な介入を始める。

1961年から開始された第1次5カ年計画で、最初に重視されたのは、インドとブータンの首都ティンブー間の道路建設であった。さらに、1962年に東ブータンに隣接するインド北東辺境州を主戦場にして中印国境紛争が発生し、ブータンは、インドとの同盟関係をさらに深める。ブータン軍の訓練はインドで行われ、インドのネルー首相は、すでに1959年に「ネパールまたはブータンに対する攻撃は自国領土に対する攻撃とみなす」と宣言していた。

このような戦後の南アジアと東アジアの国際政治状況の下、ブータンは、インドの安全保障上の利益を損なうことなく、独立国として、独自の外交関係と、開発過程を実現する狭い道を模索する。

1961年には、コロンプランへの加盟が認められ、1970年には、国連加盟が実現する。これらは、国際社会に向けて開いたブータン独自の扉となった。

1907年のワンチュク王朝成立から1970年代までは、王の治世から見ると初代国王ウゲン・ワンチュク（1907～1927）、第2代国王ジグメ・ワンチュク（1927～1952）、そして近代化に舵を切った第3代国王ジグメ・ドルジ・ワンチュク（1952～1972）の3人の王の時代と重なる。

第2代国王の時代までは、ブータンがイギリス、そしてインドとの関係を損なうことなく、外交的には孤立主義政策を貫きつつ、内政においては、国内の平和と、王朝を中心とした権力の統合、そして社会発展が地道に行われた。

第1代国王の時代には、国内僧侶集団と世俗の政治の分離が行われた。このような聖俗の分離はチベット仏教圏においては、独自の

特長と言えよう。⁵第1代国王の時代には、王朝の支配を地方にも浸透させるべく、地租や労役義務の軽減、国内経済活動を活発化させるための国内の道路整備が行われる一方、近代教育が開始された。

第2代国王の時代は、世界的に見ると大恐慌・第2次世界大戦を含む激動の時代だが、ブータンは、孤立主義政策によって、これらの世界的な変動の影響を免れ、内政の充実に力を注ぐことができた。この時代まで残っていた地方有力者の支配は、次第に中央集権的な支配に置き換えられ、教育・医療の面においても、充実が図られた。インドのカリンボンへの留学が開始されたのもこの時代である。

第3代国王ジグメ・ドルジ・ワンチュクは、ブータンの歴史において、本格的な近代化に取り組んだ。15歳で1年間英国に留学し、戦後世界の動きに触れた国王は、コロンボプランへの加盟、国連加盟と積極的な外交政策を展開するとともに、内政の大転換を断行した。土地改革を行って、土地所有の上限を設け、貧農に土地を分配し、さらに地租を軽減して、社会経済的な平等を追求した。また1953年には、国王のイニシアチブにより国会が設けられるが、これは将来の主権者となるべき国民の教育的意義が大きかった。1963年には王室諮問会議が設けられ、実質的な諸立法、死刑の廃止などの近代的法制の整備が行われた。1961年には5カ年計画の開始、1971年には計画委員会が設立され、長期的なインフラ整備と人材の育成が図られる。だが、ブータン独自の将来へのビジョンを持った国民社会の形成は、第4代国王に託された。

第4代国王ジグメ・シンゲ・ワンチュックは、16歳の1972年、第3代国王の命により計画委員会に委員長として参加する。前年に国家の長期的な開発計画を策定する中心として設立された計画委員会だったが、当時はまだ、財政も大きくインドからの援助に依存しており、また計画委員会の議事を実質的に仕切っ

ていたのは、インドから派遣された専門家たちであった。間もなく第3代国王が逝去し、若干16歳にして国王となった第4代国王ジグメ・シンゲ・ワンチュックにとっては、インドからの自立、独立国家としての経済的自立が、その治世を通じて最大の課題となった。⁶

そして、この第4代国王の時代に、ブータン独自の開発理念として提唱されたのが、国民総幸福 (Gross National Happiness) である。

I. 国民総幸福 (GNH) 政策とは

いわゆる第三世界と呼ばれる諸国の中で、ブータンは、植民地支配を経験していないが、戦後世界の中でも、インドと中国という大国に挟まれた小国として国際政治の中でその生存をめぐって常に複雑かつ厳しい状況に置かれてきた。

1959年には、同じチベット仏教によって成り立っていたチベット王国が中国軍の侵攻を受け、指導者のダライ・ラマはブータンを通じてインドに亡命政権を成立させる。また、1975年には、ブータン王室とも縁戚関係にある隣国のシッキム王国が国民投票の結果、インドとの併合の道を選び、シッキム王国は崩壊する。

1970年代の半ば、ブータンは国際社会において、その国家としての独自性を発揮して独立国として生き残る道を必死に模索した。

その中で、ブータンの存在を、国際社会に対して大きくアピールしたのがGNH (国民総幸福) 政策である。

これは、1976年第4代国王が記者会見の場で「GNH (国民総幸福) はGNP (国民総生産) よりも重要である。」と述べたのがその始まりとされている。ブータンはその後も、このGNHを、国民の幸福を守る政策として追及する。2008年に発布された憲法は、第9条第2項に国家政策の原則として「国家は国

民総幸福（GNH）の追求を可能ならしめる諸条件を促進させることに努めなければならない。」と規定した。

GNH 追求の4つの支柱とされるのが次の4つの項目である。

- ①公正で持続可能な社会経済的発展
- ②自然環境保全
- ③伝統文化の保全とその促進
- ④よい政治（グッドガバナンス）

これらの4つの支柱を見ると、まず、第1に「公正」と「持続可能性」を掲げ、ただ単に経済発展を目指すのではなく、将来世代に付けを回さず、地域間や社会グループ間での格差を生まない社会・経済を目指すことが明らかに示されている。第2に、自然環境の保護は、豊かな自然それ自体が人間の幸福にとって不可欠であり、経済的な発展によって失われてはならないという思想がその背景にはある。第3の伝統文化の保存には、様々な祭りや建造物、伝統工芸を維持・保護してゆくことが含まれる。第4の良い政治（グッド・ガバナンス）とは、住民が広く参加して、住民参加型の政治を行うという考え方である。ブータンにおいては、特に国民総幸福の政策を生み出し、推進し、民主化への政治改革を自ら推進する王室への信頼感がとても大きい。

GNH 政策の支柱をなす、これらの価値は、近代化論を基礎とする開発理論の中において失われたものを再評価し、その欠落を補い、従来の開発理論に代わる、新たな開発のモデルを指し示すものといえよう。

GNH の理念自体は、政策を導き出す中核的理念として、他の国家においても応用が可能な中性的なものである。しかし、その理念が生まれた背景と、基礎的な考え方においては、ブータンの伝統である仏教的人間観がある。2004年に日本で、ドルジ・ワンモ・ワンチュク第4代国王王妃が行った講演にそれを

探ってみよう。

ブータンが心がけているのは、仏教に深く根差したブータン文化に立脚した社会福祉、優先順位、目的にかなった近代化の方向を見出すことです。最近になって Gross National Happiness すなわち「国民総幸福」という指針が各国でも真剣に取り上げられるようになりましたが、これはすでに20年以上も前に現ブータン国王（第4代国王、在位1972～2006）が提唱したものです。Gross National Happiness すなわち「国民総幸福」は仏教的人間観に裏打ちされたもので、私たちが新しい社会改革、開発を考えるうえでの指針です。一部の人は、仏教を始めとする哲学的考察と、政治、経済は、異なった次元のものだと考えていますが、決してそうではなく、すべてが統合され、総合的に考慮されるべきものです。

今日もっとも重要な課題は、西洋的政治経済の理論と仏教的洞察との溝を埋めることです。仏教の活力と仏教社会の将来は、仏教の理想をどのようにして社会の進むべき方向、あるいはとるべき選択に肯定的に反映することができるか否かにかかっています。[ドルジ・ワンモ・ワンチュク2007：244～245]（下線は筆者による）

「国民総幸福」とは、哲学的考察と、政治、経済が統合され、総合的に考慮される中から生まれた新しい社会改革、開発を考える上での指針であるとされる。さらに、王妃は、グローバル化が進む現代世界において、仏教的人間観と国民総幸福が持つ意義を次のように敷衍する。

次に近代生活、グローバル化とよばれる世界市場経済、そして技術革新といった現象と、仏教の関係について私の考えを述べさせていただきます。仏教の「無

常」という考え方は、物事を膠着した静止的なものとはみなさず、恒久的かつ本質的な実態のない、絶えず変容する流動的なものだとして認識することです。ですから、仏教の考えで育った私たちには、どんな急激な変化も驚きではありません。

しかし、私たちが懸念しているのは、私たちを駆り立てている価値観の問題です。世界の人口の大半が極度の苦しみに直面していることからして、物質的發展が必要なことは自明です。と同時に、いわゆる「富んだ半球」である北半球でも、心配、不安、ストレスといった精神的苦しみが多いことを考えると、精神的發展が必要なことは、それ以上に明白です。技術革新、世界市場化といった現象は、私たちの欲望および消費をますます煽り立て、私たちを一層官能主義的にしています。そうした中で、先進国、開発途上国を問わず、世界の人々及び政府はよりよい生活と一層の幸福を確保しようと努力しています。

しかし、皆様もお気づきのように、現在の経済の主流は個人が消費者であることを、そして消費者が強力な支配者であることを正当化し、個人をその快樂におぼれさせています。こうした近代化の中では、人々は一層消費に走り、ますます消費の自由を追求します。市場にとっては、それが売り上げを伸ばし、拡張する唯一の道です。こうした近代化の理論は、一般には疑問視されることはありません。しかし仏教徒としては、はたしてそれが倫理的なものなのかどうか、本当の幸せをもたらすものなのかどうかを考えねばならないと思います。仏教では、私たちが幸せで健全な社会生活を送るためには「四無量心」すなわち四つの無限の心、

- 第一に人に樂を与える慈無量心、
- 第二に人の苦しみをなくす悲無量心、
- 第三に人の喜びを自分の喜びとして喜ぶ

喜無量心、

そして最後に恨みを捨てる捨無量心、

この4つが必要であると教えています。

現在進行中の近代化は、こうした仏教の理念に即した社会を実現する可能性を根底から覆すものなのではないかと、自問せざるを得ません。私たちブータン人は、本当の意味で開花した人間及び社会を実現する、別な近代化の道があるのではないかと模索しています。本当に開花した人間とは、単に開発の主人公としての人間とは別物です。

[ドルジ・ワンモ・ワンチュク2007:242~243] (下線は筆者による)

ブータンにおいては、GNHが単にGDPに代わる開発指標として提唱されているのではない。それは、「本当の意味での開花した人間及び社会を実現する、別な近代化への道」を模索するものであることは、以上からも明らかである。

II. GNH 政策における伝統文化の位置付け

このようにして、GNHの理念が生まれた歴史的背景と、その基礎となる人間観にまでさかのぼって考えると、前述したGNHの4つの支柱が指し示すものも新たな光を持って理解することが可能となる。

ここでは、特にその3番目の支柱となる「伝統文化の保全とその促進」に注目したい。

2008年に制定されたブータン憲法⁷においては、その第3条「伝統宗教」第1節において、「平和、非暴力、慈悲及び忍辱(にんにく)の原理および長所を發展させる仏法は、ブータンの伝統宗教である。」と規定する一方で、第2節において「ブータン国王陛下は、ブータン国内におけるすべての宗教の帰依をつかさどる方である。」とし、仏教をブータ

ンの「精神的遺産」と位置づけつつ、国王を他の宗教の保護者として、宗教の自由を認めている。第3項では聖俗分離の原則がうたわれ、宗教集団による政治への介入が禁止されている。

さらに、第4条には「文化」の規定があり、第1項で、国家による歴史的建造物・美術品、言語・文学・音楽の保護・振興が規定された上で、第2節において、次のような「文化」についての理解が示される。

第2節 国家は、文化を、進化する躍動的な力と認め、進歩する社会に持続可能な伝統的価値と制度の継続的な進化を強化・促進することに努める。

ブータン憲法においては、文化を固定的なものとして捉えるのではなく、進化する躍動的な力とし、社会の進歩に応じて「伝統的価値と制度」も持続可能な形で進化を遂げるものとして捉えられている。

Ⅲ. 伝統的手芸振興による社会経済的平等

ブータンでは、13のジャンル⁸の伝統的工芸が指定され、政府の積極的な支援・振興策の対象となっている。次にこれら伝統工芸振興策とGNH（国民総幸福）政策との関連を考えてみたい。

伝統工芸の振興は、GNHの4つの支柱の内の第3の柱、「伝統文化の保全とその促進」に深く関わるものであることはいうまでもないが、筆者がブータンを訪問した2012年の時点では、それは、「伝統文化の保全とその振興」の側面からだけでなく、むしろ第1の柱である「公正で持続可能な社会経済発展」の側面から重視されていることが分かった。

2011年7月、ブータン政府経済省内に、伝統工芸振興局（APIC, Agency for Promo-

tion of Indigenous Craft）が設置された。この部局の設置目的には、「手工芸に関わる人々のコミュニティが活動的であることは、市民社会の創設に貢献するのみならず、経済的な発展、観光、雇用の拡大に寄与するものであり、ブータンの独自のアイデンティティを維持するのに中心的な役割を果たす、文化的アイデンティティと遺産を拡大する機会を提供する。」とうたわれている。

2012年4月からは、伝統工芸局が主催して、これら伝統工芸品の生産者が出展するクラフト・バザールが首都ティンブーで開催されており、筆者訪問時には80余りの竹葺き風のブースが軒を連ねていた。このバザールは、ブータン製、“Made in Bhutan”のもののみを紹介し、「ブータンの農村のため、文化の保全のための買い物。」をスローガンに2014年まで継続開催予定とのことだった。



ティンブー中心街で開催中のクラフトバザール。2012年7月筆者撮影

このクラフト・バザールに出店している生産者団体の1つ、ジュンシ製紙工房はティンブー西部の川沿いの傾斜地に工房を構え、原料の加工から、日本の手すき和紙の手法も取り入れた工程で、様々な風合いの手すき紙が生み出され、レターセット、カレンダー、しおり等の商品として販売されていた。

クラフト・バザールの出展団体の一つである、Do Do Handicraftは、ティンブー中心街に数少なくなった伝統建築の商店に店を構

えている。ブータンの伝統織物を使ったポーチなどの小物や、伝統装束のゴ(男性用)やキラ(女性用)のミニチュア等、丁寧な仕上げのユニークなブータン手工芸品が見られた。職業訓練校としては、伝統工芸学校が、首都ティンブーとタシ・ヤンツェの2か所に設けられ、伝統工芸技術の蓄積と継承、後継者の育成が図られている。⁹

また、ブータンでは、第1章でも紹介した、第4代国王王妃ドルジ・ワンモ・ワンチュク女史が私財を投じて設立したタラヤナ財団が、農村地域の手工芸品生産者の経済的自立と、商品開発、販売に力を入れている。タラヤナ財団は、日本の石川県に拠点を置く社会福祉法人佛子園と協定を結び、奉仕、持続可能性、社会的包摂を理念とした、コミュニティー開発センターの設立にも取り組んでいる。¹⁰

結びにかえて—ブータンとGNH政策の意義と課題

1972年に、ヒマラヤの小王国ブータンで始まった、国民の幸福を測る指標GNH(国民総幸福)の理念は、国境を超えて広がり、世界各国・地域で、GDPに代わる指標の模索に刺激を与えて、各地で新しい幸福度指標と呼ぶべきものが生まれている。

フランスにおいては、2008年、当時のサルコジ大統領がスティグリッツ、センらのノーベル経済学賞受賞者を集め、委員会を組織して、幸福度指標づくりを行った。¹¹また、日本の自治体レベルでも、熊本県が2008年に「くまもとの夢4カ年戦略」を掲げ、「県民幸福量の最大化」を目標として「県民が幸せを実感できる」施策を行っている。¹²東京都荒川区では、「幸福実感都市あらかわ」を目指すべき将来像として掲げ、住民が幸福を実感できる6つの都市像の追求を進めている。¹³

GDPに代わる生活指標としては、UNDPが1991年の『人間開発報告』から導入したHDI

(人間開発指標)が知られているが、これは、平均余命、乳児死亡率、識字率等いわゆる社会開発に関わる指標を各国ごとに測定し、経済開発指標としてのGDPに代わる社会開発指標として示されたもので、それを各国において具体的な施策に結びつけるものではなかった。

それに比して、近年、先進各国政府、及び地方自治体で試みられている、幸福度指標の模索は、それをもとにした施策の実施を目指している点で、国民、住民の「幸福」を実現するのに一歩近づいたものといえるだろう。

こうして、「幸福」の測定、その追求を可能にする施策が世界各国の様々なレベルの政府で追及されるのは、その政府の権力の方向を国民あるいは住民の幸福実現に向けるうえで重要な一歩である。

その発祥地とも言えるブータンにおいては、GNHの4つの柱を、さらに9つの分野に分けて72の指標に細分化し、それぞれの指標についての国民の満足度を測る全国調査が定期的に行われ、その結果が行政の施策策定と実施に反映される仕組みが出来上がっている。

人口わずか70万人のヒマラヤの小国ブータンが近年のGDPに代わる幸福度指標の開発に刺激を与え、それを率先して進めた意義は、きわめて大きなものだと言える。

ブータンにとって、GNH政策とその積極的な外交的発信は、ある価値・理念を発信することで小国ながら国際社会における存在感を高め、影響力を増した点で、軍事力や経済力によらないソフトパワーの拡大として大きな意義がある。

では、国民の幸福、住民の幸福を実現するための幸福度指標は、どこまで広がり、どこで終わるのであろうか？

この課題をブータンの文脈で考える際には、1985年の国籍法改正、そして1988年の国勢調査以降厳しさを増したネパール系ブータン住民の難民化の問題を看過することはでき

ない。[根本2012]

この問題の背景には、ブータン南部地方におけるネパール系住民の人口増加に対する多数派ブータン人「ンガロン」の懸念がある。ブータン王室とも縁戚関係にあったかつての隣国シッキム王国は、ネパール系住民が増加する中で、1975年その帰属を問う住民投票が行われ、その結果インドの1州となりシッキム王室は消滅した。

この隣国が辿った運命を顧みる時、ブータンにおいても、ネパール系住民の人口増加に対する懸念が高まるのも根拠のないものとはいえないだろう。

だが、国民としての一体性、アイデンティティ強化のために、特定の民族集団に対する不利益が国籍の認定を巡って顕現するならば、それは、国際人権宣言にも謳われているすべての人に認められるべき「国籍への権利」が不当に蹂躪されているとの批判は当を得る。

ブータンにおいては、1958年、1977年、1988年に国籍法の制定・改訂がなされているが、改訂のたびに、国籍要件は厳しくなり、85年法では、過去にさかのぼって国籍をはく奪する内容が含まれている。この国籍法による締め付けが、多数のネパール系住民がブータンを逃れ、ネパールの難民キャンプに逃れるきっかけとなった。¹⁴

幸福度指標がいかに精緻化され、国の政策に反映されたとしても、国民を定める要件が「国民」としての特定のアイデンティティを前提にして、それに合致しえぬものを排除する方向に進むならば、それは差異の政治〔コノリー1998〕の否定に他ならない。

2008年憲法において、文化を「進化する躍動的な力」と認める国家は、その文化の多様性自体が持つ力をどこまで認めることができるのだろうか。

仏教的な価値観・世界観が基盤にあるブータンの幸福度指標は、国民国家の境界を越えて、今後どこまで及ぶのか、「慈悲」は国民

国家の境界を超えるのか、今後のブータンの動きに注目するとともに、GDPに代わる国民・住民の幸福の指標を模索する他国・地域・国際機関の動きに注目してゆきたい。

[参考文献/論文]

邦文：

今枝由郎『ブータンに魅せられて』（2008岩波新書）

今枝由郎『ブータン仏教からみた日本仏教』（2005NHKブックス）

上田晶子『ブータンに見る開発の概念』（2006明石書店）

枝廣，草郷他『GNH（国民総幸福論）』（2011海象社）

河合明宣「ブータンのGNH（国民総幸福）開発理念の実現過程—森林保全と地方分権化を軸に」放送大学研究年報第29号（2011）

ウィリアム・E・コノリー『アイデンティティ/差異 他者性の政治』（1998岩波書店）

ジョセフ・E・スティグリッツ他『暮らしの質を測る—経済成長率を超える幸福度指標の提案』（2011金融財政事情研究会）

高野秀行『未来国家ブータン』（2012集英社）

田中敏江『ブータン王室はなぜこんなに愛されるのか』（2012小学館）

ジグミ・ティンレイ『国民総幸福度（GNH）による新しい世界へ』（2011芙蓉書房出版）

日本GNH学会編『GNH研究1』（2013年芙蓉書房出版）

根本かおる『ブータン「幸福な国」の不都合な真実』（2012年河出書房新社）

平山修一『現代ブータンを知るための60章』

（2005明石書店）

ブルーノ・S・フライ『幸福度をはかる経済学』（2011N T T出版）

真崎克彦「ブータンの民主化にどのような独自性があるのか」（戸田・三上他編『国際社会を学ぶ』（2012晃洋書房）所収

御手洗瑞子『ブータンこれでいいのだ』（2012新潮社）

本林靖久『ブータンと幸福論』（2006法蔵館）

レオ・E・ローズ『ブータンの政治』（2001明石書店，原書出版1977年）

ドルジ・ワンモ・ワンチェック『幸福王国ブータン』（2007日本放送出版協会）

英文：

Edit.by Karma Ura & Karma Galay

GROSS NATIONAL HAPPINESS AND DEVELOPMENT

(2004 The Centre for Buthan Studies)

プログラムは、世界最大の第三国定住プログラムとして、2012年2月までに6万1千人を超えるブータン難民が、アメリカ、カナダ、オーストラリアといった第三国に向かっている。

[前掲：192, 193]

Bhutan Centre for Media and Democracy

MONARCHY & DEMOCRACY IN THE 21ST CENTURY

(2010 Bhutan Centre for Media and Democracy)

¹ [ローズ：2001, p27]

² シムトカに1630年。ワンディ・ポダンに1638年、タシチョゾンが1641年、パロゾンが1645年に建造される。

³ [ローズ：2001, p71]

⁴ [ローズ：2001, p79]

⁵ チベットでは、グライ・ラマが聖と俗の両方の権威を兼ねている。

⁶ [田中2012：152-154]

⁷ ブータン憲法の全文は、ブータン政府のポータルサイト <http://www.constitution.bt/> で参照できる。本論文の邦訳は諸橋・坪野による「ブータン王国憲法 [仮訳]」(『GNH 研究1』所収)を参考にした。

⁸ 木工工芸、石細工、彫刻、絵画、彫塑、鋳造、木細工、鍛冶、装飾品、竹細工、製紙、仕立て、織物の13。

⁹ [平山2005：p.266]

¹⁰ タラヤナ財団 HP <http://www.tarayanafoundation.org/index.php/places-to-visit-4>

(2013年3月21日参照)

¹¹ この委員会の報告書は『暮らしの質を測る』という邦題で邦訳が出版されている。[ステイグリッツ他2011]

¹² <http://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/66738.pdf> (2013年3月29日参照)

¹³ http://www.city.arakawa.tokyo.jp/kusei/kouso/kihonkoso/kihonkoso.files/d00200242_01.pdf (2013年3月29日参照)

¹⁴ 2006年時点で10万人以上が難民キャンプでの暮らしを余儀なくされていた。[根本2012：110]

ネパールからも、そして故郷のブータンからも受け入れを拒否された人々の第三国定住

[Abstract]

Gross National Happiness of Bhutan and Socio-Economic Equity through Traditional Culture Promotion : A Note on Challenges of GNH

Tomoatsu KAYANO

Gross National Happiness, GNH, a concept to measure happiness of national society was first introduced and developed by Bhutan in 1976. Today GNH is well received internationally and some states and municipalities are trying to develop their own indicators of people's happiness to better their welfare policy. This research note discusses, as a result of field observation in 2012, the relation between the traditional culture promotions of Bhutan with Socio-Economic Equity, one pillar of GNH policy. After examining the background of the GNH, this note also discusses its aspect of soft power in international politics and points out the challenges Bhutan faces while considering the problems of Bhutan refugees in Nepal.

